

狭山市立入間川小学校、奥富小学校及び入間川中学校の通学区域における特別許可地区の見直しに関する基本方針について

【入間川東小学校への就学について】

令和4年3月末に特別許可地区を廃止し、指定校（入間川小学校、奥富小学校）に就学するものといたします。

（検討内容）

入間川東小学校は現在22学級であり、児童数が年々増加し、これまでに会議室等の2教室を普通教室に転用し対応してきました。推計では、今後も児童数の増加により学級数が増えることが見込まれる状況ではありますが、これ以上の普通教室の確保は難しい状況であります。

さらに、基本方針の推計では、令和5年度に23学級になり、1教室不足するというものであります。今般、文部科学省より示されました「35人学級」を実施しますと、令和4年度に23学級、令和5年度に24学級、令和6年度には25学級になると推計しています。25学級になりますと、現在より3教室が不足することになり、不足教室の確保は大変厳しいものであります。いただきましたご意見の中には、プレハブ教室での対応という意見もありましたが、校庭に3教室と渡り廊下等を建設するようになりますと校庭のかなりの部分を専有することになり、授業や行事等に影響が出るものと考えておりますことから、上記の方針とさせていただきます。

【中央中学校への就学について】

入間川東小学校に在学し、卒業の見込みのある児童については、中央中学校も選択することができるとする経過措置を追加し、令和4年3月末に特別許可地区を廃止いたします。

（検討内容）

中央中学校は現在14学級であり、16学級まで対応可能であります。狭山市駅東口の開発状況次第では学級数が増え、普通教室が不足する懸念がありますが、不足する場合は、さらに1部屋を普通教室に転用することで対応いたします。

【資料2】 狭山市立小・中学校通学区域（特別許可地区）見直しに関する基本方針について

【資料3】 入間川東小学校の児童数及び学級数の推移

【資料4】 小学校の運動場面積と児童一人あたりの専有面積